

平成27年度

第10回千葉市農業委員会農地部会議事録

千葉市農業委員会

## 千葉県農業委員会農地部会議事録

平成28年1月28日、千葉県農業委員会農地部会長 伊原 茂久は、平成27年度第10回農地部会を千葉中央コミュニティセンター2階第28会議室に招集した。

### <会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	4件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	8件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）	2件
議案第5号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	3件
議案第6号	千葉県農用地利用集積計画（案）の決定について	6件
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	4件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	14件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	47件
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	6件
報告第5号	農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出について	1件
報告第6号	地目変更について	14件
報告第7号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	8件

<出席委員> (17名)

1番	伊原茂久 (農地部会長)	2番	小川正義
3番	石井一也	4番	高澤義信
5番	西郡高夫	6番	長谷川政美
7番	小川友安	8番	小川政二
9番	田中和夫 (職務代理者)	10番	中島賢治
11番	野崎好知	12番	浅川政明
13番	安井誠一	14番	植草隆晴
15番	蛭田浩文	16番	花島豊勇
17番	市原孝		

<欠席委員> (0名)

<事務局説明員>

事務局長	朝生智明	次長	楠原弘
次長補佐	御園えみ子	農業振興班長	小川剛
農地指導班長	角田一郎	農地審査班長	福島悟

開 会（午後 1 時 3 0 分 予定）

議 長  
(伊原茂久部会長)

ただ今から平成 2 7 年度第 1 0 回農地部会を開会いたします。

本日の出席委員は、1 7 名中、1 7 名出席ですので、会議は成立しております。

日程第 1 の議事録署名人の選任の件でございますが、議席番号順となっておりますので、私から指名させていただきます。3 番・「石井 一也」委員 4 番・「高澤 義信」委員のご両名をお願いいたします。

それでは、日程第 2 の議事に入らせていただきます。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。

第 2 分科会委員長、ご説明願います。

第 2 分科会委員長  
(市原孝委員長)

ご説明いたします。

お手元の資料の 1 - 1 を併せてご覧ください。

本案件は、権利者であります中央区赤井町在住の方が、義務者であります同区同町在住の方が所有する同区同町の農地を経営規模を拡大するため、取得するものです。

申請地の取得後の作目は、梨を予定しております。

続きまして第 2 項です。

お手元の資料の 1 - 2 を併せてご覧ください。

本案件は、権利者であります花見川区宇那谷町に在住の方々が、義務者であります同区同町在住の権利者の母親が所有する花見川区大日町の農地を農業経営を母親から引き継ぐため、取得するものです。

取得後の作目は、さつまいも、里芋を予定しております。

続きまして第 3 項です。

お手元の資料の 1 - 3 を併せてご覧ください。

本案件は、権利者であります緑区大高町に在住の方が、義務者であります同区同町在住の権利者の父親が所有する同区同町の農地を農業経営を父親から独立して息子が行うため、使用貸借権を設定するものです。

取得後の作目は、ハクサイ、オクラ、ミニトマトを予定しております。

続きまして第4項です。

また、お手元の資料の1-4を併せてご覧ください。

本案件は、権利者であります緑区小山町在住の方が、義務者であります同区同町在住の方が所有する同区同町の農地を経営規模を拡大するため、取得するものです。

取得後の作目は、カボチャ、ブルーベリーなどを予定しております。

続きまして第5項です。

お手元の資料の1-5を併せてご覧ください。

本案件は、権利者であります若葉区千城台西在住の方が義務者であります美浜区幸町在住の方が所有する、若葉区貝塚町の農地を経営規模を拡大するため、取得するものです。

取得後の作目は、フキを予定しております。

第2分科会としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長  
(伊原茂久部会長)

ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。

議長

——— 質問・意見等無し ———

議長  
(伊原茂久部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。  
第2分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 挙手 ———

議長  
(伊原茂久部会長)

賛成全員でございますので、議案第1号は許可と決定いたします。

議 長  
(伊原茂久部会長)

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。

第2分科会委員長、ご説明願います。

第2分科会委員長  
(市原孝委員長)

ご説明いたします。

第1項及び第2項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

はじめに第1項です。

本案件は第2項及び議案第3号第3項との一体案件ですので、一括してご説明いたします。

お手元の資料の2-1、2、3-3を併せてご覧ください。

本案件は、長屋住宅及び道路用地とするものです。

申請地は、京成電鉄おゆみ野駅から南西へ約600mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しました。

現況は耕作地で、周辺は農地と住宅が点在しております。

被害防除は、排水関係につきましては、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透施設により流出を抑制し、道路側溝に接続します。

周囲は、ブロック及びフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

続きまして、第3項です。

お手元の資料の2-3を併せてご覧ください。

本案件は、共同住宅・長屋住宅用地とするものです。

申請地は、千葉都市モノレール小倉台駅から南へ約900mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係につきましては、汚水は、污水管に接続し、雨水は、雨水浸透槽より流出を抑制し雨水管に接続します。

周囲は、ブロック・フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

続きまして、第4項です。

お手元の資料の2-4を併せてご覧ください。

本案件は、貸店舗用地とするものです。

<p>議長 (伊原茂久部会長)</p>	<p>申請地は、県立若松高校から 南東へ約 300m に位置する農地です。  農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しました。  被害防除は、排水関係につきましては、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透槽で流出を抑制後雨水管に接続します。  また、ブロック、フェンスを設置し土砂の流出を防止します。</p> <p>第2分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。  以上でございます。</p> <p>ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。</p>
<p>議長</p>	<p>——— 質問・意見等無し ———</p>
<p>議長 (伊原茂久部会長)</p>	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>第2分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議長</p>	<p>——— 挙手 ———</p>
<p>議長 (伊原茂久部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第2号及び議案第3号第3項は、許可と決定いたします。</p>
<p>議長 (伊原茂久部会長)</p>	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」ですが、第3項につきましては、先ほど、議案第2号に併せて説明がありましたので、第1項から第2項及び第4項から第8項までを上程いたします。  第2分科会委員長、ご説明願います。</p>
<p>第2分科会委員長 (市原孝委員長)</p>	<p>ご説明いたします。  なお、第1項及び第2項につきましては、現地調査を実</p>

施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

はじめに、第1項です

お手元の資料の3-1をご参照願います。

本案件は、駐車場用地とするため、賃借権を設定するものです。

申請地は、千葉北警察署から北東へ約500mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しました。

現況は休耕中で、周辺は農地と住宅が点在しております。

被害防除は、排水につきましては雨水を自然浸透で処理します。

また、周囲にブロックを設置し土砂の流出を防止します。

続きまして第2項です。

お手元の資料の3-2を併せてご覧ください。

本案件は、貸資材置場用地とするものです。

申請地は、市立白井中学校から西へ約900mに位置する農地です。

農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕中で、周辺は農地と住宅が点在しております。

被害防除は、排水関係につきましては、雨水を自然浸透で処理します。

また、周囲は、土堰堤、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

続きまして第4項です。

お手元の資料の3-4を併せてご覧ください。

本案件は、専用住宅用地とするものです。

申請地は、千葉東金道路高田インターから南東へ約1300mに位置する農地です。

農地区分は、集団的に存在している農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断しました。

農地区分が第1種農地の場合は、原則として許可できませんが、本件の転用については「住宅で集落に接続して設



置されるもの」として例外的に許可できる場合に該当します。

被害防除は、排水関係につきましては、汚水は合併浄化槽に接続し、雨水は浸透枡により敷地内で浸透させます。

周囲は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

続きまして第5項です。

お手元の資料の3-5を併せてご覧ください。

本案件は、宅地の拡張用地とするものです。

申請地は、外房有料道路高田インターから東へ約100mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。

また、ブロックにより土砂の流出を防止します。

続きまして第6項です。

お手元の資料の3-6を併せてご覧ください。

本案件は、駐車場用地とするものです。

申請地は、市立誉田東小学校から東へ約400mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係につきましては、雨水を自然浸透で処理します。

また、既存のブロックにて土砂の流出を防止します。

続きまして第7項です。

お手元の資料の3-7を併せてご覧ください。

本案件は、駐車場用地とするため、賃借権を設定するものです。

申請地は、京葉道路武石インターチェンジから北へ約300mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係につきましては、雨水を自然浸透で処理します。

また、小堰堤を設置し土砂の流出を防止します。

続きまして第8項です。

お手元の資料の3-8を併せてご覧ください。

本案件は、貸資材置場用地とするものです。

申請地は、千葉都市モノレール千城台北駅から北西へ約400mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係につきましては、雨水を自然浸透で処理します。

第2分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長  
(伊原茂久部会長)

事務局より、補足説明をお願いします。

事務局

第2項について分科会での主なご意見、質疑内容についてご報告します。

本案件は、分科会にて現地調査を行いました。申請地までの道路の幅員が狭く、現在、道路整備の協議を市役所維持管理課と行っているところです。

道路整備及び申請地の施工に際しては、隣接地への被害が及ばないように、分科会後に改めて事務局より指導を行いました。

また、申請人は、是正済みではありますが、過去に農地転用の違反事例があったことから、申請地の今後の進捗状況を注視してまいります。

以上でございます。

議長  
(伊原茂久部会長)

ただいまの、第2分科会委員長及び事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。

議長

——— 質問・意見等無し ———

議長  
(伊原茂久部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

第2分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 挙手 ———

議長  
(伊原茂久部会長)

賛成全員でございますので、議案第3号第1項から第2項及び第4項から第8項までは、許可と決定いたします。

議 長  
(伊原茂久部会長)

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」を上程いたします。

第2分科会委員長、御説明願います。

第2分科会委員長  
(市原孝委員長)

御説明いたします。

第1項は、東京都渋谷区に本店を置く法人が、既存の携帯電話基地局内の舗装工事を行うにあたり、隣接する畑に使用貸借権を設定し、工事用地として一時的に使用したいというものです。

資料の4-1を御覧ください。

申請地は、緑区上大和田町で、土気中学校の北約1500メートルに位置する農用地区域内の農地です。

工事期間中は、重機や資材が入るため、ポリエチレン製のプラシキ及びビコンパネを敷きます。また、安全確保のため、カラーコーン及びコーンバーを周囲に設置します。一時転用期間は、本年3月1日から5月31日までを予定しております。

続いて、第2項です。本件は、八千代市に本店を置く法人が、市道上で下水工事を行うにあたり、当該道路に接する畑に貸借権を設定し、工事用地として一時的に使用したいというものです。

資料の4-2を御覧ください。申請地は、花見川区横戸町で、横戸小学校の北約1キロメートルに位置する農用地区域内の農地です。

工事期間中は、鉄板を敷き、仮設事務所及び仮設トイレを設置します。一時転用期間は、本年3月1日から5月31日までを予定しております。

第2分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議 長  
(伊原茂久部会長)

ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。

議 場

——— 質問・意見等無し ———

議 長  
(伊原茂久部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

第2分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

—— 挙手 ——

議 長  
(伊原茂久部会長)

賛成全員でございますので、議案第4号は、許可と決定いたします。

議 長  
(伊原茂久部会長)

次に、議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。  
第2分科会委員長、御説明願います。

第2分科会委員長  
(市原孝委員長)

本案件は、地元農業委員による現地調査案件です。  
第1項及び第2項は、関連する案件ですので、一括して御説明いたします。農地基本台帳及び1月13日の現地調査により、第1項及び第2項の買取り申出者の母が農業の主たる従事者であったことを、笠川 泰雄委員に確認していただきました。  
第3項は、農地基本台帳及び1月6日の現地調査により、買取り申出者本人が農業の主たる従事者であったことを、花島 豊勇委員に確認していただきました。  
このことについて、農地部会長あてに現地調査結果報告書が提出されております。  
第2分科会といたしましては、特に問題はないものと判断し、主たる従事者証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。  
以上でございます。

議 長  
(伊原茂久部会長)

ただいまの、第2分科会委員長の説明について、質問、意見等ございますか。

議 場

—— 質問・意見等無し ——

議 長  
(伊原茂久部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。  
第2分科会委員長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

—— 挙手 ——

議 長  
(伊原茂久部会長)

賛成全員でございますので、議案第5号は、承認と決定いたします

議 長  
(伊原茂久部会長)

次に、議案第6号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。

それでは、第2分科会委員長ご説明をお願いします。

第2分科会委員長  
(市原孝委員長)

ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。

第1項は、緑区あすみが丘東在住の方の所有する、同区小食土町の畑1筆、面積1,309㎡を中央区大森町在住の農家の方に所有権を移転するもので、対価は10aあたり22万9千182円です。

第2項は、花見川区大日町在住の農家の方が、稲毛区長沼原町在住の方の所有する、同町の畑11筆、合計面積8,922㎡に引き続き使用貸借権を設定するもので、設定期間は3年です。

第3項は、若葉区桜木在住の農家の方が、同区加曽利町在住の方の所有する、同町の畑2筆、合計面積1,969㎡に新規に賃借権を設定するもので、設定期間は6年です。

第4項及び第5項は、権利者が同一のため、一括してご説明いたします。若葉区中田町所在の農業生産法人が、同区下泉町在住の方他1名の所有する、同区上泉町及び同区下泉町の畑2筆、合計面積5,384㎡に新規に使用貸借権を設定するもので、設定期間は第4項が3年、第5項が5年です。

第6項は、花見川区長作町在住の農家の方が、緑区辺田町在住の方の所有する、若葉区佐和町の畑2筆、合計面積4,174㎡に新規に賃借権を設定するもので、設定期間は6年です。

第1項から第6項までの合計面積は21,758㎡です。本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

第2分科会といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議 長 (伊原茂久部会長)	ただいまの、第2分科会委員長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。
議 場	——— 質問・意見等無し ———
議 長 (伊原茂久部会長)	質問、意見等ないようですので、採決いたします。 第2分科会委員長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。
議 場	——— 挙手 ———
議 長 (伊原茂久部会長)	賛成全員でございますので、議案第6号は、原案どおり決定といたします。
議 長 (伊原茂久部会長)	以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第7号までを一括して上程いたします。 事務局より説明願います。
事 務 局	報告案件について、ご説明いたします。 議案書の17ページをご覧ください。 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、議案書の18ページまでに4件ございました。 内容につきましては、記載のとおりでございます。 添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。  続きまして、議案書の19ページをご覧ください。 報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、議案書の20ページまでに14件ございました。 内容につきましては、記載のとおりでございます。 添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の21ページをご覧ください。

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、議案書の28ページまでに47件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の29ページをご覧ください。

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、議案書の30ページまでに6件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の31ページをご覧ください。

報告第5号「農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出について」は、1件ありました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類及び記載内容を確認し、受理いたしました。

続きまして、議案書の32ページをご覧ください。

報告第6号「地目変更について」は、14件ございました。

農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

続きまして、議案書の33ページをご覧ください。

報告第5号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について(第5条)」は、8件 ございました。

いずれも、1月5日に諮問し、1月14日に開催された千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。

他法令が関係する案件につきましては、関係部局と調整のうえ、許可指令書を交付いたします。

報告案件につきましては、以上でございます。

議 長  
(伊原茂久部会長)

ただいまの報告第1号から第7号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

議 場

—— 質問・意見等無し ——

議 長  
(伊原茂久部会長)

質問、意見等無いようです。これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと思います。

以上をもちまして、平成27年度第10回農地部会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会 (午後2時)